

【書式13】訴えの変更申立書

平成 年(八)第 号
原告 永年刈田
被告 アイミス株式会社

印紙

訴えの変更申立書

年 月 日

名古屋簡易裁判所 御中

原告 永年刈田

原告は、被告に対する請求額を金 円から金 円に減縮し、次のとおり請求の趣旨を変更する。

原告は、被告に対する請求額を金 円から金 円に拡張し、次のとおり請求の趣旨を変更する。

請求の趣旨の変更

- 1 被告は、原告に対し、金 円及び内金 円に対する平成 年 月 日より支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因の変更

原告は、平成 年 月 日、被告と継続的金銭消費貸借契約を締結し、同日金 10 万円を借り入れ、その後平成 年 月 日に金銭消費貸借契約が終了するまでに法定金利計算書(甲第 号証)記載の取引経過で借入と返済を繰り返した。これを利息制限法の法定利率で計算すると金 円(内金 円は利息)の過払金が発生している。なお被告は、貸金業者であり利息制限法1条1項所定の法定利率を超えて貸付け

をしていることを知りながら、原告より利息の支払いを受けており、悪意の受益者なので、5%の利息を付した。

よって請求の趣旨を変更する。

以 上